

「ピタパタ (pitter-patter)」規約

平成 23 年 5 月 20 日制定

平成 23 年 11 月 21 日改正

平成 25 年 1 月 28 日改正

平成 27 年 10 月 12 日改正

(名称)

第 1 条:この団体は「ピタパタ (pitter-patter)」と称する。団体の所在地は代表者宅とする。

(目的)

第 2 条:この団体は、神奈川県川崎市を拠点とした演劇ユニットとして、社会通念的な良識の下、おもに劇作家・今井一隆の戯曲の上演を目的とし、その成功を目指して活動する。

(事業)

第 3 条:第 2 条を実現するため、この団体は以下の業務を行う。

1. 公演企画
2. スタッフ・キャスト交渉
3. 劇場契約
4. 予算管理
5. 票券管理
6. 宣伝計画
7. 稽古立ち会い
8. 劇場・スタッフ打ち合わせ
9. 本番運営
10. 精算及び決算

(構成員)

第 4 条:下記条件を満たすことにより、各段階に応じた参加を認める。

(1)キャスト／スタッフ:公演に対し、出演者または裏方として一回ごとに参加の意思を表明するもので、公演時に責任ある実務への参加及び稽古への参加を行える者。

(2)ボランティア:公演当日ほか、人手を要する活動への参加ができる者。

第 5 条:構成員の罷免権について、主宰は単独でその権利を有する。

(役員とその任務)

第 6 条:この団体に主宰、監事の役員を置く。役員を選出は総会でこれを決定し、再任を妨げない。役員は次の任務を行う。

(1)主宰は団体を代表し、総括する。

(2)監事は団体の会計を監査する。

(構成員の義務)

第7条: 構成員は、団体の発展と強化に努め、団体の決定する活動に積極的かつ自発的な参加をするものとする。また、各々が構成員としての責任を持ち、団体に不利益となるようなことを行わないよう、社会人としての良識ある行動を心がけなくてはならない。

(情報の保持)

第8条

1. 構成員は、構成員でなければ知り得ない団体内部の情報等について、主宰の承諾なく公表してはならない。
2. 構成員は、本人の許可なく、他の構成員の個人情報を公言してはならない。
3. 構成員は、団体の許可なく、アンケート等により収集された個人情報を閲覧し、使用してはならない。

(総会)

第9条

1. 団体の事業報告、決算、事業計画及び予算は総会でこれを決定する。
2. 総会は年に1回とする。
3. 総会は劇団員の2分の1の出席をもって成立とする。

(財政)

第10条

1. 財政活動は、その全てを総会に報告し、承認を受けなければならない。
2. 団体財政は、会計監査の求めに応じ、必要な監査を受けなければならない。
3. 公演財政の運営は、公演終了後に必要な報告を行わなければならない。
4. 会計年度は7月1日から翌年6月末とする。

(規約の改正)

第11条: 規約改正は総会提出議案とし、出席者の3分の2の承認をもって決する。

附則

1. この規約は平成23年5月20日から施行する。
2. この団体の幹部を次のとおり定める。

主宰・経理 今井一隆

監査 今井典子

3. 本規約に規定する以外の必要な事項は別に定める。